

ケーブル網及び伝送装置の賃貸借に関する契約書



延岡市（以下「甲」という。）と株式会社ケーブルメディアワイワイ（以下「乙」という。）とは、甲が所有するケーブル網及び伝送装置の賃貸借に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（本契約の対象）

第1条 本契約は、甲が所有するケーブル網及び伝送装置のうち、添付別紙（以下「別紙」という。）の1に記載する施設（以下「本施設」という。）を対象とする。

（本施設）

第2条 本施設の芯線数、装置数等の明細は別紙の2「貸付機器料金表」記載のとおりとする。

（使用の原則）

第3条 乙による本施設の使用は、本契約に別段の定めがない限り、乙の書面による同意なしに甲から一方的に中断又は終了し得ないものとし、乙は、第6条に定める使用期間中、乙の有線テレビジョン放送事業及び電気通信事業用として長期安定的に使用することができる。

2 甲は、乙の有線テレビジョン放送事業及び電気通信事業が安定的に行えるよう配慮し、本施設の適切な維持管理を行う。

（乙の設備との接続等）

第4条 乙は、本施設を使用するに当たり、必要な伝送・中継設備その他の付属物を自らの費用により設置し、維持管理を行う。

2 本施設と乙が所有する伝送装置等との接続については、甲の立会いの下、乙の責任において施工するものとする。

3 前項の接続については、責任分岐点を明確にし、それぞれの施設をそれぞれの責任において適切な品質に維持管理する。

（使用開始日）

第5条 甲は、道路法その他法令による必要な許認可を取得した後、本施設が適切な仕様を満たし使用可能な状態であることを確認した場合、速やかに書面により乙に使用開始が可能な日（以下「使用開始日」という。）を通知する。なお、使用開始日は、平成19年2月1日を目処とし、平成19年3月31日より前の日とする。

（使用期間）

第6条 乙による本施設の使用期間は使用開始日より平成29年3月31日までとする。

2 甲及び乙が期間満了の6ヶ月前までに、更新をしない旨を書面により合意した場合を除き、本契約は同一条件で1年間更新されるものとする。

(貸付料)

第7条 本施設の貸付料(月額)は、延岡市財産条例(昭和55年条例7号)第9条の規定を準用し、本施設の時価評価額に100分の6を乗じた額を12で除すことにより算定し、月額4,414,467円(消費税額及び地方消費税額210,355円を含む。)とする。

なお、諸般の事情で必要が生じた場合は、甲乙協議の上貸付料(算定方法を含む)を見直すこととする。

- 2 使用期間が1ヶ月に満たない月の貸付料は、貸付料(月額)を当該月の日数で除して得た金額(以下「日割額」という)に当該月の使用日数を乗じた額とする。
- 3 乙は、別紙の3に記載する支払い予定表に基づき、料金対象期間分の貸付料を支払期日までに甲に支払うものとする。(以下削除)また甲は、乙へ当該料金対象期間開始日以降速やかに貸付料の請求を行うものとする。
- 4 前項に定めるほか、貸付料の支払方法については甲乙協議の上、別途定めるものとする。
- 5 甲は、本施設が甲の故意又は過失で使用不能となった場合は、日割額に使用不能日数(甲が第13条第1項又は第2項による連絡を受けた時刻から使用できない状態が解消された時刻までの時間(60分未満を切り捨てた1時間単位の時間)を24で除して得た値の整数部分)を乗じて得た額を、乙に返還するものとする。
- 6 前条第2項の規定により使用期間を延長した場合において、経済変動等に伴い、金利、物価、労働賃金等に大幅な増減が生じたときは、貸付料について甲乙双方誠意をもって協議し、決定する。

(遅延損害金)

第8条 乙は、乙の責めにより前条第3項に定める支払期日までに貸付料を支払わない場合、支払期日の翌日から起算して支払日までの期間につき年率6%の割合で計算して得た遅延損害金を甲に支払うものとする。

(関係行政官庁への手続)

第9条 乙は、本施設の使用につき、関係法規等を遵守するとともに、関係行政官庁に対する必要な手続を乙の責任において行うものとする。

- 2 甲は、本施設の設置及び維持管理にあたり、関係法規等を遵守するとともに、関係行政官庁に対する必要な手続を甲の責任において行うものとする。

(施設の移設等)

第10条 甲は、本施設について移設工事を施工する必要がある場合、速やかに書面により乙に通知を行い、移設工事の期間、内容等について協議を行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合はこの限りでない。

- 2 移設工事により本施設の敷設ルートを変更する場合、甲は乙の有線テレビジョン放送事業及び電気通信事業が円滑に行われるよう配慮し、変更後の敷設ルートが最適となるよう努めるものとする。なお、敷設ルートの変更により対象ケーブル長に変更が生じた場合は、貸付料の変更その他の貸付け条件について、甲乙間で別途協議するものとする。

(保守管理等)

- 第11条 甲は、本施設が安定的に使用できるように保守管理に努めるものとする。
- 2 甲は、送受信装置、双方向画像電送装置、光ファイバケーブル芯線等の保守又は工事上やむを得ない場合、本施設の使用を一時的に中断させることができる。
 - 3 甲は、前項の規定に基づき本施設の使用を中断させる場合、その理由、中断日及び中断期間を予め書面により乙に通知し、協議を行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合はこの限りでない。
 - 4 前3項に定める他、保守管理に係る事項については、甲乙別途協議の上、定めるものとする。

(損害賠償)

- 第12条 乙の故意又は過失によって、甲又は第三者に損害を与えた場合、乙はその責めを負う。
- 2 甲の故意又は過失によって、乙又は第三者に損害を与えた場合、甲はその責めを負う。
 - 3 本施設が第三者に損害を及ぼしたときは、甲乙協力して処理を行うものとする。

(障害等の復旧)

- 第13条 乙は、本施設に起因すると思われる通信障害等の事故を検知した場合、甲に事故の発生日時、場所、内容等を速やかに連絡しなければならない。甲は連絡後直ちに現場調査等を実施し、その結果を乙に連絡するものとする。
- 2 甲は、本施設に異常を発見した場合は、直ちに乙に連絡するものとし、乙は通信障害の有無を確認して甲に連絡するものとする。
 - 3 前2項の場合において、本施設の復旧、補修措置を必要とする場合は、甲は速やかにこれを実施するものとし、乙はこれに協力するものとする。
 - 4 甲及び乙は、天災、地変等双方の責めによらない事由により本施設の使用ができない状態が発生し、その復旧の見込みが無く使用の継続が困難と判断される場合、協議の上本施設の使用を終了させることができる。

(権利義務の譲渡及び承継)

- 第14条 甲及び乙は、本契約に定める権利義務を第三者に譲渡し、又は第三者のために権利を設定してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、又は合併、会社分割その他の包括承継による場合でその旨を事前に相手方に通知したときは、この限りではない。

(秘密の保持)

- 第15条 甲及び乙は、本契約に基づき知り得た相手方の営業上の秘密、技術上の秘密及びその他一切の業務上の秘密を第三者へ開示又は漏洩してはならない。ただし、法令上必要とされているとき又は相手方の書面による承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 取得した相手方の情報の甲又は乙の内部における利用については、本契約の履行の目的のみ使用することとし、他の目的に使用してはならない。
 - 3 本条の規定は、本契約の解除又は本施設の使用期間満了後といえども、有効に存続する。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、催告をなさずに本契約を解除することができる。

- (1) 破産手続開始の申立てがあったとき。
- (2) 乙が本契約に係る有線テレビジョン放送事業及び電気通信事業の廃止又は法人を解散したとき。
- (3) 有線テレビジョン放送法及び電気通信事業法の規定に基づき、乙の事業の許可又は登録が取り消されたとき。

2 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、書面による催告の上、相当な期間において本契約を解除することができる。

- (1) 甲又は乙が、その責めによる事由により本契約に定める重要な事項に違反したとき、重大な信義則違反があったとき又は正当な事由なく本契約に基づく業務を遂行しないとき。
- (2) その他本契約の円滑な履行が困難になったとき。

3 本契約が解除された場合、解除の日の属する月の貸付料は、日割額に当該月の初日から解除の日までの日数を乗じて得た額とする。

4 第1項及び第2項に基づく解除は解除当事者が相手方に対して損害賠償の請求を行なうことを妨げない。

(契約の変更)

第17条 本契約の各条項の内容は、甲乙双方の書面による合意によってのみ変更することができる。

(契約の有効期間)

第18条 本契約の有効期間は、本契約に別段の定めがない限り、本契約締結の日から本施設の使用期間の満了する日までの期間とする。

(端数処理)

第19条 日割額その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てる。

(通知義務)

第20条 甲及び乙は、次に掲げる事項が生じた場合、又は判明した場合は、直ちに相手方に書面により通知しなければならない。

- (1) 名称、住所又は法人の代表者の変更
- (2) 事業の譲渡又は法人の合併
- (3) 事業の休止若しくは廃止又は法人の解散
- (4) 事業の許可の取り消し又は変更許可の取り消し
- (5) その他本契約の履行に必要な事項

(協議事項)

第21条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、誠意をもって解決するものとする。

2 自然災害、関係行政庁の指導又は第三者に起因する事情等により、本契約に定める事項を履行できなくなった場合は、甲乙別途協議の上、誠意をもって解決を図るものとする。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各々1通を保有するものとする。

平成 19年 2月 1日

(甲) 宮崎県延岡市東本小路2番地1

延岡市

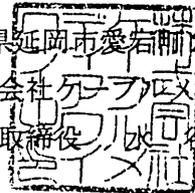
延岡市長 首藤正治



(乙) 宮崎県延岡市愛宕町2丁目1番地12

株式会社クラブメディアワイワ

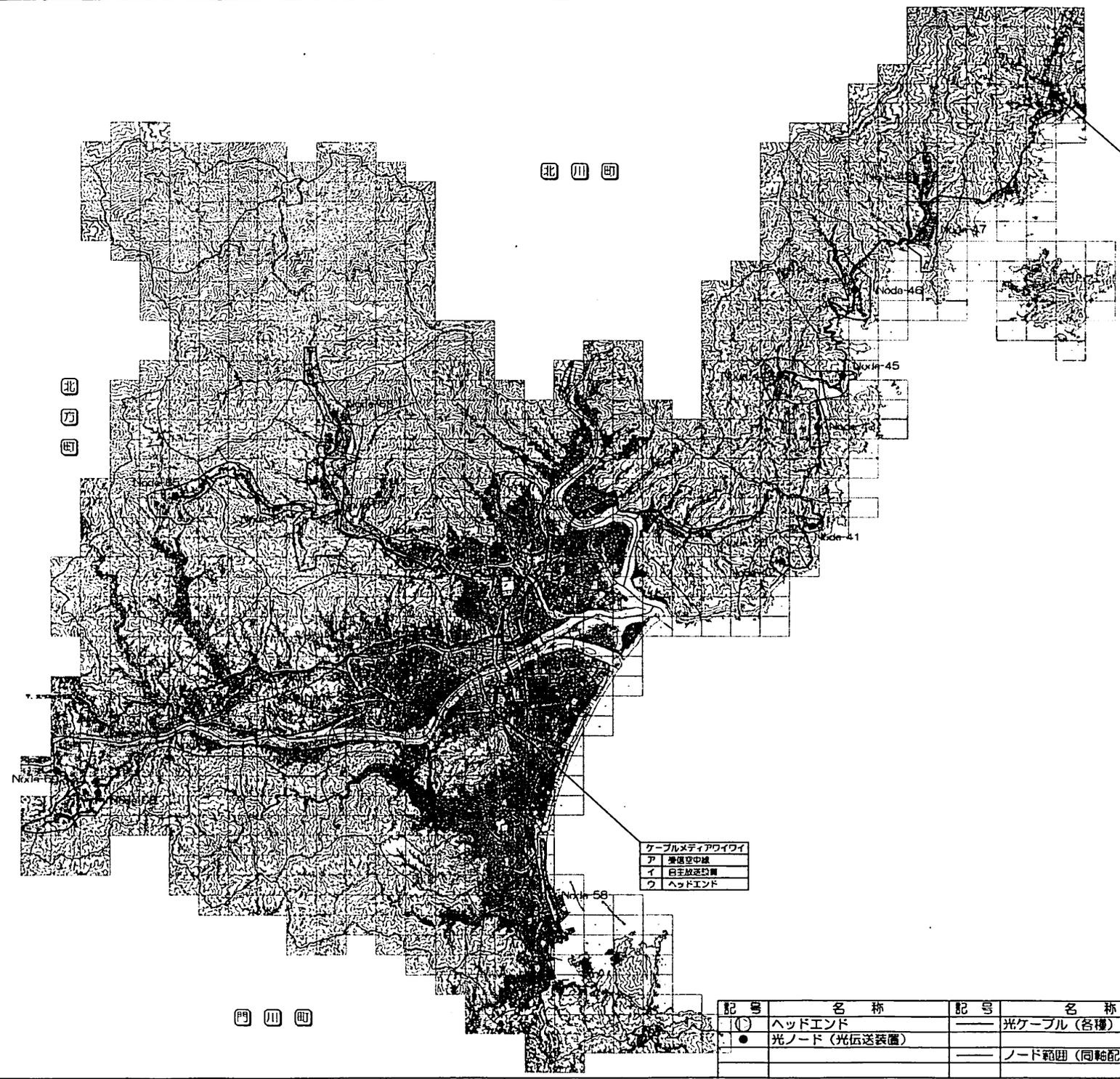
代表取締役 水谷 茂



(別紙)

1. 本施設の内容及び位置
2. 「貸付機器料金表」
3. 支払い予定表

年度	料金対象期間	支払期日
平成18年度	使用開始日から平成19年3月末日まで	平成19年3月末日
平成19年度以降	第1四半期(4月1日から6月末日まで)	6月末日
	第2四半期(7月1日から9月末日まで)	9月末日
	第3四半期(10月1日から12月末日まで)	12月末日
	第4四半期(1月1日から3月末日まで)	3月末日



施設所在地

記号	施設名	施設所在地
ア	架空空巾線	宮内町延岡市豊谷2丁目1番12号
イ	自主放送設備	宮内町延岡市豊谷2丁目1番12号
ウ	ヘッドエンド	宮内町延岡市豊谷2丁目1番12号

ケーブルメディアアライワイ	
ア	架空空巾線
イ	自主放送設備
ウ	ヘッドエンド

記号	名称	記号	名称	施設名			
○	ヘッドエンド	—	光ケーブル(各種)	延岡市ケーブルテレビエリア拡大事業(延岡・北浦エリア)			
●	光ノード(光伝送装置)	—	ノード範囲(同軸配線)	図名	図番	縮尺	項
				施設位置図			

別紙 貸付機器料金表

番号	名称	単位	数量	貸付月額
A 平成18年度延岡市ケーブルテレビエリア拡大事業設備、機器				
1	本体施設、設備			
ア)	受信アンテナ施設			
1	地上波4波受信アンテナ	式	1	852
2	地上波4波受信設備(屋外式)	式	1	4,763
3	プリアンプ	台	2	255
イ)	光成端架			
1	片端光コネクタ付4芯光コード(L=2m)	本	104	4,362
2	CTF架(160芯収納可能)	面	1	7,008
3	CTF架(288芯収納可能)	面	1	5,276
ウ)	線路設備・伝送設備			
	伝送設備			
1	下り光送信ユニット(+9dBm)	台	12	48,512
2	下り光送信ユニット(+12dBm)	台	5	27,783
3	下り光送信ユニット(+15dBm)	台	2	19,761
4	サブラックメインフレーム	台	6	3,838
5	主電源ユニット	台	11	8,443
6	分配混合用サブラック4U	台	3	882
7	2系統4混合ユニット	台	2	682
8	8混合ユニット	台	10	3,113
9	8分配ユニット	台	4	1,245
10	下り専用増幅器	台	6	3,582
11	増幅器専用サブラック	台	1	678
12	主電源ユニット	台	1	554
13	上り光受信ユニット2回路	台	29	27,702
14	下り受信ユニット	台	2	3,786
15	分配混合用サブラック1U	台	2	332
16	2系統4分配ユニット	台	10	3,411
17	パッチ盤(32ポート)	台	3	1,381
18	電源盤	式	5	2,217
19	メディアコンバータ	台	6	9,876
20	両端コネクタ付光コード	本	176	3,752
21	光アッテネータ	個	58	2,968
22	雑材消耗品	式	4	3,411
23	カプラー用サブラック	台	1	639
24	光カプラー	台	1	405
25	下り光送信ユニット(+13dBm)	台	1	4,631
26	予備電源ユニット	台	1	1,279
27	光増幅器(16dBm)	台	4	25,587
28	サブラック	台	2	1,057
29	2分配光カブラ(3系統)	台	4	2,132
30	外部変調型光送信器	台	3	47,335
31	ハブ(キガ8ポート)	台	1	426
32	下り4分配器	台	2	324
33	サブラック	台	7	3,373
34	光受信モジュール	台	8	12,281
35	サブラック	台	2	1,364

別紙 貸付機器料金表

番号	名 称	単 位	数 量	貸付月額
36	電源ユニット	台	4	2,729
37	SV-IP盤	台	2	2,388
38	WDMフィルタ(4分波型)	台	4	14,840
39	上り4分配器	台	8	1,296
40	インピーダンス変換器	台	2	2,771
41	光スイッチ	台	4	18,763
42	直接変調型光送信器	台	1	7,676
43	16ポート光増幅器(13dBm)	台	1	17,910
44	32ポート光増幅器(13dBm)	台	1	33,433
45	光送信モジュール	台	8	22,175
46	上り8分配器	台	8	1,535
47	インカム親機	台	1	1,262
48	インカム子機	台	1	959
49	映像確認用モニター	台	1	639
50	分配混合用サブラック2U	台	1	208
51	分配混合用サブラック3U	台	1	251
52	4系統2分配ユニット	台	10	3,411
53	ラック	架	3	9,236
	線路設備			
1	光ケーブル4芯	m	42,240	90,066
2	光ケーブル8芯	m	12,650	26,039
3	光ケーブル12芯	m	1,530	1,878
4	光ケーブル16芯	m	840	1,162
5	光ケーブル20芯	m	8,220	18,592
6	光ケーブル24芯	m	7,400	18,043
7	光ケーブル28芯	m	3,670	8,920
8	光ケーブル32芯	m	5,740	15,875
9	光ケーブル36芯	m	4,290	13,153
10	光ケーブル40芯	m	15,150	40,405
11	光ケーブル44芯	m	7,080	20,397
12	光ケーブル48芯	m	4,130	15,146
13	光ケーブル52芯	m	3,060	11,748
14	光ケーブル56芯	m	7,020	27,262
15	光ケーブル60芯	m	2,880	9,602
16	光ケーブル64芯	m	2,710	6,233
17	光ケーブル68芯	m	3,020	12,619
18	光ケーブル72芯	m	3,140	11,891
19	光ケーブル76芯	m	930	4,281
20	光ケーブル80芯	m	3,830	14,381
21	光ケーブル84芯	m	470	2,229
22	光ケーブル92芯	m	2,970	9,224
23	光ケーブル96芯	m	1,300	5,586
24	光ケーブル100芯	m	580	3,178
25	光ケーブル104芯	m	3,960	14,999
26	光ケーブル108芯	m	2,100	6,599
27	光ケーブル112芯	m	1,300	4,074
28	光ケーブル132芯	m	590	4,220
29	光ケーブル136芯	m	1,550	10,175

別紙 貸付機器料金表

番号	名 称	単 位	数 量	貸付月額
30	光ケーブル140芯	m	1,330	6,873
31	光ケーブル156芯	m	780	3,064
32	光ケーブル160芯	m	2,960	13,555
33	光ケーブル248芯	m	310	1,887
34	光ケーブル4芯自己支持型	m	13,090	31,707
35	光ケーブル8芯自己支持型	m	4,590	10,000
36	光ケーブル16芯自己支持型	m	6,330	10,831
37	光ケーブル20芯自己支持型	m	6,830	15,440
38	光ケーブル24芯自己支持型	m	500	292
39	光ケーブル76芯自己支持型	m	2,900	6,146
40	光ケーブル96芯自己支持型	m	2,100	5,813
41	光ケーブル104芯自己支持型	m	2,870	9,523
42	片端光コネクタ付4芯光ケーブル	本	55	8,209
43	架空用クロージャ	面	213	91,041
44	光ノード(屋外型光伝送装置)	台	54	174,093
45	光ノード(屋外型光伝送装置)	台	1	5,970
46	双方向幹線増幅器(TA)	台	8	9,040
47	双方向幹線分配増幅器(TDA)	台	6	7,164
48	双方向幹線分岐増幅器(TBA)	台	399	476,429
49	双方向分岐増幅器(BA)	台	13	14,968
50	双方向延長増幅器(EA 1出力)	台	144	64,479
51	双方向延長増幅器(EA 2出力)	台	59	26,418
52	無停電電源供給器(320VA・2h)	台	164	304,928
53	無停電電源供給器(320VA・2h)	台	10	14,328
54	双方向幹線2分配器	台	135	4,029
55	双方向幹線1分岐器	台	68	2,029
56	双方向幹線2分岐器	台	12	409
57	8分岐タップオフ(1GHz)	台	31	1,226
58	8分配タップオフ	台	4	156
59	4分岐タップオフ(1GHz)	台	337	8,967
60	4分配タップオフ	台	41	1,063
61	2分岐タップオフ(1GHz)	台	1,337	33,297
62	2分配タップオフ	台	71	1,744
63	FT型コネクタ	個	6,002	51,191
64	FT型ダミー抵抗	個	1,290	2,750
65	F型ダミー抵抗	個	4,608	2,947
66	同軸ケーブル 12Cパイプ	m	267,512	171,120
67	同軸ケーブル(余長分)	m	40,005	25,590
68	同軸ケーブル 12C-SS	m	3,020	3,606
69	同軸ケーブル 12C-SS(余長)	m	453	540
70	メッセンジャーワイヤー30SQ	m	247,728	123,670
71	メッセンジャーワイヤー(余長分)	m	37,156	22,028
72	自営柱(PS柱)ZC-8.0	組	174	40,366
73	自営柱(建替分)ZC-8.0	組	358	36,564
74	自営柱(建替分)ZC-7.0	組	1	93
75	自営柱(建替分)ZC-9.0	組	2	234
76	自営柱(建替分)ZA-6.0	組	4	162
77	コンクリート柱 8m	組	1	58

別紙 貸付機器料金表

番号	名 称	単 位	数 量	貸付月額
78	コンクリート柱 10m	組	2	168
79	コンクリート柱 13m	組	1	144
80	支線	式	54	1,350
81	自動復旧ブレーカー	式	164	26,576
82	余長処理金物	箇所	916	21,508
83	吊線接地材料	箇所	1,507	7,731
84	スパイラルハンガー	m	28,326	4,831
85	装柱材料(パターンA)	組	599	14,248
86	装柱材料(パターンB)	組	619	15,852
87	装柱材料(パターンC)	組	754	3,229
88	装柱材料(パターンD)	組	832	5,222
89	装柱材料(パターンE)	組	832	3,466
90	装柱材料(パターンE')	組	715	6,805
91	装柱材料(パターンE'')	組	13	247
92	装柱材料(パターンF)	組	1,000	3,467
93	装柱材料(パターンG)	組	1,000	5,174
94	装柱材料(パターンa)	組	30	115
95	装柱材料(パターンb)	組	34	198
96	装柱材料(パターンc)	組	3	11
97	装柱材料(パターンc1)	組	20	172
エ)	電源供給施設			
1	電気設備工事			
2	ビニル絶縁ケーブル	m	21.00	2
3	ビニル絶縁ケーブル	m	32.00	10
4	600V CVケーブル	m	42.00	32
5	電線管	本	4.00	4
6	照明器具	本	4.00	80
7	配線器具類	式	1.00	12
8	雑材消耗品費	式	1.00	12
9	長時間無停電電源	式	1	23,576
オ)	送受信施設			
1	Edg-QAM	台	2	31,557
2	モデムカード	台	1	79,626
3	RF切換スイッチ	台	1	28,265
4	CMTSモニタユニット	台	1	5,757
5	DHCPサーバ	台	2	16,247
6	L3-SW	台	1	7,279
7	帯域制御装置	式	1	46,056
8	ルーター	台	1	189,902
9	メディアコンバータ	台	1	417
10	DNSサーバ	台	1	3,675
11	Mailサーバ	台	1	3,675
12	WWWサーバ	台	1	3,675
13	ウィルス対策サーバ	台	1	23,505
14	モニター/キーボード&KVMスイッチ	式	1	1,573
15	管理用ノートPC	台	2	1,270
16	両端コネクタ付光コード	本	3	63
17	CMTS装置	式	1	120,442

別紙 貸付機器料金表

番号	名 称	単 位	数 量	貸付月額
18	ルーティングエンジン	台	1	34,256
19	Flashディスク	台	1	1,006
20	モデムカード	台	1	79,626
21	電源ユニット	式	1	12,004
カ)	管理測定装置			
1	CATV施設運営支援システム	式	1	48,615
2	光ケーブル監視装置	式	1	87,174
3	両端コネクタ付光コード	本	55	1,172
4	DOCSIS総合監視サーバ	式	1	26,439
5	上り流合雑音監視装置	式	1	23,113
6	上り流合雑音監視サーバー	式	1	5,202
7	上り流合雑音監視Webサーバー	式	1	16,631
8	下り信号遠隔監視装置	式	1	5,543
9	下り信号遠隔監視装置サーバー	台	1	4,051
10	クライアントPC	式	1	2,004
11	上り流合監視データ配信モデム	台	1	3,411
12	アクティベーションアナライザ	台	1	3,326
13	同上オプション	式	1	985
14	19インチラック	架	1	2,029
15	ケーブルダクト	m	3	186
16	ケーブルダクト	個	2	84
	測定工具類			
1	スペクトラムアナライザ	式	1	6,337
2	光測定器(OTDR)	台	1	5,232
3	光パワーメータ	台	1	341
4	光検出器	台	1	533
5	光パルス発生器	台	1	3,151
6	芯線判別機	台	1	511
7	光簡易融着機	式	1	4,221
8	保守用工具セット	式	1	208
9	ステータスモニシステム	式	1	32,410
キ)	その他			
	防災映像情報システム (情報カメラ切換部)			
1	映像変換切替器本体	台	1	8,955
2	PCビデオインターフェースモジュール	台	2	1,705
3	SDビデオインターフェースモジュール	台	1	810
4	SDIインターフェースモジュール	台	1	1,151
5	パソコンラック	台	1	810
	(マルチ文字情報画像送出システム部)			
1	放送管理装置	式	1	14,286
2	映像送出設備装置	式	1	12,367
3	映像分配変換機	台	1	5,117
4	送出素材蓄積管理装置	台	1	17,058
5	映像周辺機器	式	1	2,985
合計金額				3,899,025
A. 合計金額(消費税後)				4,093,976

別紙 貸付機器料金表

番号	名 称	単 位	数 量	貸付月額
B 北浦町総合支所 放送機器(平成17年度事業で実施分)				
1	UHF-ALL(20素子)アンテナ(取付金具を含む)		1	793
2	UHF増幅器		1	264
3	155 μ FTX(光送信機)(外部変調器)		1	15,807
4	8分配OFA(+10dbm)		2	13,137
5	16分配OFA(+20dbm)		6	99,237
6	OFA用SVユニット		2	1,164
7	OFA用電源ユニット		4	1,056
8	OFA用サブラック		2	2,811
9	光切換器		2	9,270
10	メインフレーム		1	552
11	U/Vシグナルプロセッサユニット		4	7,360
12	PWRユニット		2	1,472
13	FAN盤		1	1,177
14	4分配器		2	442
15	機器監視システム		1	22,500
16	機器監視システム用L2SW		1	490
17	電源端子盤PWR-DIS		2	1,060
18	装置架		2	5,891
19	光成端架(RAK-R)		1	1,450
20	成端架パネル		4	1,300
21	スプリッタ(2分岐12個用)		6	2,550
22	光成端パネル(映像用)		4	2,600
23	スプリッタ(2分岐12個用・映像用)		6	5,100
24	局外分岐スプリッタ(光り16分岐器:映像用)		141	21,855
25	加入者引込ケーブル・V-ONU		700	65,800
26	光接続ケーブル(4C-10M)		20	4,230
27	光接続ケーブル(1C-3M)		206	15,862
合 計				305,230
B. 合計金額(消費税後)				320,491

A	平成18年度延岡市ケーブルテレビエリア拡大事業設備、機器	4,093,976
B	北浦町総合支所 放送機器(平成17年度事業で実施分)	320,491
全体合計(A+B)		4,414,467

